

令和 8 年度 第 2 回川崎市危険物等保安審議会会議録

- 1 会議名 川崎市危険物等保安審議会
- 2 開催日 令和 8 年 5 月 1 8 日 (月)
- 3 場 所 消防局 6 階 作戦室
- 4 出席者 委員 (1 4 名)
大塚会長、伊藤副会長、福田副会長、大気委員、田島委員、中原委員、
美和委員、手島委員、野中委員、山火委員、鈴木委員、小山委員、
三輪委員、遠藤委員
事務局 (4 名)
三原係長、佐藤係長、渡邊係員、奥山係員
- 5 公開・非公開の別 公 開
- 6 傍聴者の数 1 名
- 7 議 題
(1) 令和 8 年度第 1 回川崎市危険物等保安審議会会議録の確認
(2) 「安全教育用保安関係法令・技術用語集」の見直しについて
(3) その他

8 審議経過

【大塚会長】

令和 8 年度第 2 回川崎市危険物等保安審議会を開会します。

(日本ゼオン(株)川崎イノベーションフロンティアポート川崎工場の遠藤委員及び出光ル
ブテクノ(株)の小谷氏から、新任に伴う挨拶があった。)

(会長から開催の挨拶があった。)

【大塚会長】

次に、本日の配布資料の説明を事務局からお願いします。

(事務局から配布資料の確認及び資料 1 の説明を行った。)

【大塚会長】

前回の会議録について、皆様から意見等がありますか。

無いようですので、会議録を承認することとします。

続いて「安全教育用保安関係法令・技術用語集」の見直しについてです。前回は B チー
ムの野中委員の見直し部分まで完了しました。

【事務局】

前回審議会での見直し内容について、事務局で法令等を再確認して一部手直した部
分がありますので、ご説明してもよろしいでしょうか。

【大塚会長】

お願いします。

【事務局】

三輪委員の担当部分について、補足のご説明です。『1-4-a-05 非破壊試験』について、昨年度末の法令改正で、非破壊試験の種類に渦電流探傷試験が危険物の規制に関する規則第20条の8に追加されております。これにより、非破壊試験の種類は放射線透過試験、磁粉探傷試験、浸透探傷試験、超音波探傷試験、渦電流探傷試験の5つとなりますが、超音波探傷試験のみは移送取扱所の配管検査で使用されるものであるため、「特定屋外タンク貯蔵所等の溶接部の完成検査前検査」という記載について、「特定屋外タンク貯蔵所の溶接部の完成検査前検査等」に青字で修正させていただきました。また、「非破壊試験」と「非破壊検査」の単語の違いですが、「非破壊試験」は手技そのものを指す言葉、「非破壊検査」は手技を用いた合否判定の一連の行為を指す言葉として整理をさせていただきました。

続いて、『2-3-d-02 3点セット』について、令和5年の石災法の改正で、大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車の計3台の機能を1台に集約したオールインワン型車両の導入が認められたため、1台の導入で3点セットを備え付けているとみなすことができるといった内容を追記させていただきました。

【大塚会長】

『1-4-a-05 非破壊試験』の用語の説明1行目、「欠陥を見つける検査で、」のところも「欠陥を見つける試験で、」に修正してはどうでしょうか。

【事務局】

分かりました。続いて、今後の見直し作業の方針についてお知らせです。本用語集については昨年秋頃から作業いただいているところですが、平成24年に成果物としてホームページに掲載するタイミングでも見直しを行っており、今回作業いただくにあたりお示した元のデータが、平成24年に追加した項目が入っていないものと分かりました。今後の流れとして、全委員の発表が終わった段階で、平成24年に追加された項目を事務局が抽出し、その部分について再度各チームで見直し作業をしていただきたいのですがいかがでしょうか。

【大塚会長】

分かりました。大丈夫です。

【事務局】

ありがとうございます。事務局からは以上となります。

【大塚会長】

それでは本日は、大気委員の見直し部分から始めます。

【大気委員】

『2-1-a-03 特定防火設備・防火設備』について、危険物施設における説明文の書きぶりが適切でないため、追記しています。

【遠藤委員】

項目の冒頭で「危険物を取扱う建築物」に設ける特定防火設備として防火戸、ドレンチャーその他と3つ以上の設備が挙げられているのに対し、追記いただいた箇所では

「危険物施設においては、(中略) 防火戸のみが認められている。」となっており、認められている設備の数に相違があり疑問に思いました。

【大気委員】

ご指摘ありがとうございます。この部分については、もう一度整理し直してからお示しします。

続いて『2-1-a-05 床』です。「ためます」とは排水溝やピットなど小規模なもの、「貯留設備」とは一定量を溜めて外部に流出させないものであるため、ここでの正しい説明表現として「ためます」から「貯留設備」へ修正しています。『2-1-a-07 ためます』及び『2-1-a-08 油分離装置』でも同様に「ためます」から「貯留設備」に修正しています。『2-2-a-01 特定屋外タンク・準特定屋外タンク』は、「最大貯蔵量」から「最大数量」に修正しています。『2-2-a-02 タンク容量・空間容積』は補足を入れています。『2-2-a-04 耐震・耐風圧構造』及び『2-2-a-06 飛散防止構造』は説明文の書きぶりを変更しています。『2-2-a-07 冷却用散水設備』は、追記をしています。

【大塚会長】

『2-2-a-06 飛散防止構造』の「消防審議資料」とはなんのでしょうか。

【事務局】

おそらく「審査基準」のことかと思われますので、一旦確認してみます。

【中原委員】

条文中の「ただし、(中略) 災害を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りではない。」を追加して、さらに附帯設備とはとして具体例を記載することでいかがでしょうか。

【大気委員】

分かりました。続いて『2-2-a-08 雨水浸入防止措置』は追記をしています。『2-2-a-11 注入口』、『2-2-a-12 通気管』及び『2-2-a-17 防油堤』は関係法令欄を修正、削除しています。『2-2-a-18 犬走り』は条文に合わせて修正をしています。『2-2-a-22 架台』は、高層倉庫についての内容はここでは不要と考え削除しました。『2-3-a-04 建築物』、『2-3-a-10 不燃材料』及び『2-3-a-12 警報設備』は条文に合わせて修正をしています。『2-3-a-14 標識・掲示板』及び『2-3-a-15 加熱及び保温設備』は関係法令欄を修正しています。『2-3-a-19 電気設備』は表現を変更しています。『2-3-a-20 緊急水利』は不要と思われる文言を削除しました。

【大塚会長】

ありがとうございました。続いて、Bチームの中原委員、お願いします。

【中原委員】

私の担当部分について説明します。まず色分けについて、赤字がチーム内で見直しを行った箇所、青字は高圧ガス担当で修正した箇所、黄色字はその後さらに修正した箇所となります。見直し部分の全体的な関係法令欄について、一般則だけでなくコンビ則を追記しています。『2-2-b-01 第1種貯蔵所』から『2-2-b-06 防液堤』まで、条文に合わせて修正をしています。『2-2-b-07 名称の朱書』は、可燃性ガスだけでなく特定不活性ガスについても追記しています。『2-2-b-08 容器置き場』は説明及び置き方における一般事項について追記しました。『2-3-b-01 安全装置』及び『2-3-b-05 緊急

移送設備』は字句修正を行い、『2-3-b-06 フレアスタック』及び『2-3-b-07 ベントスタック』は条文等に合わせて修正をしました。『2-3-b-09 緊急遮断弁』から『2-3-b-13 ガス検知器』は字句修正を行いました。『2-3-b-14 散水設備』及び『2-3-b-15 スチームカーテン』は例示基準に合わせて修正を行っています。『2-3-b-20 不等沈下』は「不同沈下」とし、説明を分かりやすく修正しています。『2-3-b-21 材料の制限』は不要部分を削除しました。『2-3-b-23 認定機器』は「認定設備」とし、説明を追記しています。

【事務局】

確認となりますが、高圧ガス保安法に関する関係法令欄は、一般則及びコンビ則のみの記載で、液石則と告示については記載しないことでよいですか。

【伊藤副会長】

チーム内で話し合いを行い、実務においても一般則及びコンビ則が主となるため、液石則は載せないこととしました。また、用語集の作成においては、告示までは不要と判断しました。

【事務局】

分かりました。また、用語の表現について、『2-2-b-08 容器置き場』は、条文では「置場」となっており平仮名の「き」が除かれています。さらに、「充てん」について、法令では「充てん」ですが、規則以下では「充填」となっています。

【中原委員】

「置き場」の「き」は削除してください。

【伊藤副会長】

一度チーム内で話し合いを行い、読みやすさの観点から「充てん」としました。表現方法は、法令に合わせて「充てん」で統一します。

【事務局】

分かりました。

【大塚会長】

『2-3-b-01 安全装置』の「ラプチャーデスク」を「ラプチャーディスク」に修正してください。

【事務局】

分かりました。

【中原委員】

続いて、『2-3-d-01 大型化学消防車等の設置基準』は説明が分かりやすいように追記をしています。『2-3-d-02 3点セット』は、冒頭で事務局から説明があった部分を追記したいと思います。『2-3-d-03 大型化学消防車』も説明文に追記をし、字句修正を行いました。『2-3-d-09 海上警備救難機関』は不要部分を削除しました。『2-3-d-11 屋外給水栓』は消防法上のものと石災法上のものを区別し、さらに石災法上のものについて『2-3-d-12 消火栓』の内容を追記とし、『2-3-d-12 消火栓』は削除としています。『2-3-d-14 規格放水圧力・規格放水量』は、当時の自治省の省令に記載があるため、修正しています。『2-3-d-16 火気使用施設』は説明文を正しく修正しています。

【大塚会長】

ありがとうございました。その他、皆様からご意見等無いようですので、事務局からお知らせをお願いします。

【事務局】

次回の審議会の開催は、6月15日（月）を予定しておりますので、よろしくお願いたします。また、第6回の審議会日程について、9月14日（月）から9月15日（火）と変更させていただきますのでご注意ください。

【大塚会長】

ありがとうございました。以上で、令和8年度第2回川崎市危険物等保安審議会を閉会いたします。